【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年６月27日
【会社名】	アンリツ株式会社
【英訳名】	ANRITSU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO　橋本　裕一
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号
【電話番号】	046（223）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　内田　昇
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号
【電話番号】	046（296）6517（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	経理部長　内田　昇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2018年６月26日開催の当社第92期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2018年６月26日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項として、次のとおりとする。

①配当財産の種類　金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり金７円50銭　総額1,031,167,762円

③剰余金の配当が効力を生ずる日　2018年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

次の理由等により定款の一部を変更する。

①コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、意思決定と業務執行の分離を推し進め、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行い、執行役員に業務を執行させることをより明確にする。そこで、定款において、社長が執行役員の地位であることを明確にするとともに、最適な経営体制の機動的な構築を図るため、現行定款のうち、役付取締役及び執行役員に関する規定につき、変更を行う。

②上記変更に伴い、必要となる条数の調整を行う。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、橋本裕一、濱田宏一、谷合俊澄、窪田顕文、新美眞澄、佐野高志及び井上雄二を選任する。

第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件

当期末時の取締役（監査等委員であるものを除く。）６名のうち、社外取締役２名を除く取締役４名に対し、取締役賞与として総額40百万円を支給する。また、各取締役に対する金額は当社取締役会の決議によることとする。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬額及び内容決定の件

株式報酬制度（2015年６月25日開催の第89期定時株主総会決議に基づき導入したものをいう。）を、その内容の一部を変更したうえで継続し、2019年３月末日で終了する事業年度から2021年３月末日に終了する事業年度までの３事業年度（ただし、取締役会の決議に基づき、かかる期間をさらに延長することができる。）の間に在任する取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対して株式報酬を支給することとする。また、その詳細については、本提案の範囲内で取締役会に一任することとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	1,013,523	28,078	0	（注）１	可決（96.70%）
第２号議案	1,040,518	1,083	0	（注）２	可決（99.28%）
第３号議案				（注）３	
橋本裕一	951,803	89,576	222		可決（90.82%）
濱田宏一	975,237	66,142	222		可決（93.05%）
谷合俊澄	967,310	74,069	222		可決（92.29%）
窪田顕文	967,824	73,555	222		可決（92.34%）
新美眞澄	985,512	55,867	222		可決（94.03%）
佐野高志	965,261	76,118	222		可決（92.10%）
井上雄二	1,007,212	34,389	0		可決（96.10%）
第４号議案	983,224	58,377	0	（注）１	可決（93.81%）
第５号議案	1,007,230	34,371	0	（注）１	可決（96.10%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案につき可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以　上